

医療ソーシャルワーカーのお仕事

医療ソーシャルワーカー(MSW)とは…

☆医療を行う上で生じる様々な心理的・社会的・経済的な問題を解決・調整する役割を果たす、『病院の相談員』

☆医療の中の“潤滑油”のようなもの

病院の相談員と言ってもケースワーカー、医療ソーシャルワーカー、社会福祉士(国家資格)、精神保健福祉士(国家資格)、MSW(Medical Social Worker)、PSW(Psychiatric Social Worker)など、様々な呼び方があります。

日本における病院の相談員の始まりは昭和4年に聖路加国際病院に配置された時と言われています。

厚生労働省の業務指針により、医療ソーシャルワーカーは下記の業務を行っています。

- ① 療養中の心理的・社会的問題の解決・調整援助
- ② 退院援助
- ③ 社会復帰援助
- ④ 受診・受療援助
- ⑤ 経済的問題の解決・調整援助
- ⑥ 地域活動

具体的な相談例

- ・入院したが医療費が心配
- ・退院後、介護が必要になったので介護サービスを利用したい
- ・障がいが残ったので、何か使える制度はないか？
- ・告知を受けたけど、病気のことを考えると不安
- ・主治医から病気の説明を受けたけど、よく分からない。質問するのも気が引ける… etc



相談には分かる範囲であれば答え、分からなければ主治医などに確認をした上で回答します。

また、病院内で何か問題が起こった際には院内のスタッフからの相談に応じることもあり、よろず相談的な側面もあります。

臨床心理士との違い

臨床心理士が心理的な問題のサポート、カウンセリングを行うのに対し、医療ソーシャルワーカーは現実的な問題の相談に応じるのが仕事



病気やケガをした時に生じる様々な生活上の問題(介護や金銭面など)、心配事の相談に応じるのが医療ソーシャルワーカーです。

医療費について

○日本の保険医療制度

治療した行為に対して費用が決められており、日本全国、原則同じ医療費となります。その医療費の総額をそれぞれの負担割合に応じて支払います。

○治療費が高額になってしまった時はどうすればいいの？

治療費が高額になった時は所得区分に応じて治療費の払い戻しが受けられる『高額療養費制度』を利用することができます。患者さんが医師から100%の治療費で説明を受けて驚かれることがあります、そのような場合も医療ソーシャルワーカーが相談に応じ、実際にかかる費用や手続きについての説明を行います。

介護保険について

○介護保険制度:2000年4月より施行

65歳以上の要介護者(第1号被保険者)と40歳から65歳未満で介護が必要となった16疾病に罹った人(第2号被保険者)が保険給付の対象となる。

○地域包括ケアシステムについて

今後、日本ではますます高齢化が進み、介護保険のサービスを利用する人が急増することが予想されます。このため、国では団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される『地域包括ケアシステム』の構築を推進しています。

被介護保険者の増加により、一ヶ所の病院でケアが完結する時代ではなくなっていくます。治療完了後、①リハビリをどこの病院で行なうのか、②在宅医療の際、訪問診療をどこに依頼するのか、③どの介護福祉施設に入所するのが望ましいかなど、医療ソーシャルワーカーは様々な相談に応じます。

病気になることで(ケガをすることで)、これまで考えもしなかったことが色々と心配になってきます。そのような時は一人で抱え込まずに、まずは病院の医療ソーシャルワーカーに相談をしてみましよう！